

令和 9 年度 特別支援保育のご案内

(令和 9 年 4 月 1 日入所用)



戸田市

◆特別支援保育とは◆

集団保育において配慮を必要とする児童に対する保育であり、心身に障がいをもつ児童が保育所等に入所し、児童の成長と発達を促進させることを目的としています。

1 対象となる児童

- (1) 保育所等において集団生活が可能であり、かつ、障がいの程度が軽度から中程度までの障がい児で日々通園ができる児童
- (2) 保護者が日中就労(月64時間以上)等のため、保育が必要と認められた児童
- (3) 4月1日の入所を希望している戸田市在住の児童

2 受け入れ保育施設

市内の認可保育所(公立・私立)

3 定員

障がいの程度にもよりますが、1施設あたり4名程度です(通常クラス定員の中に含みます)。なお、市長が特に認めた場合は、この限りではありません。

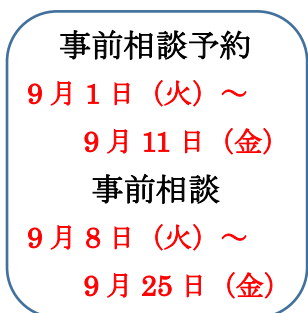
4 必要な書類について

通常の入所申請の書類の他に次の書類が必要になります。

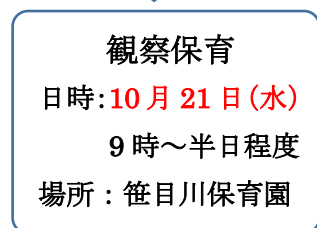
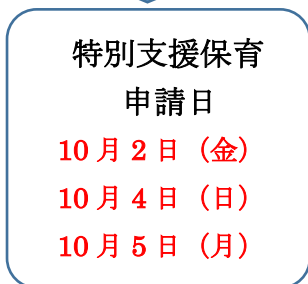
- (1) 特別支援保育申込児童の状況確認書
- (2) 心身状況表 乳児用(0歳・1歳)又は、心身状況表(2歳以上)
- (3) 特別支援保育の実施に関する同意書

5 延長保育・土曜日保育は利用できない場合がありますので、各保育所にご確認ください。

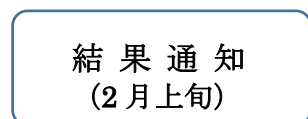
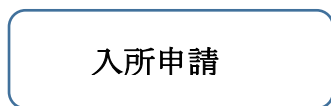
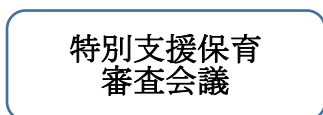
◆特別支援保育申込みの流れ◆



- ・電話または保育幼稚園課窓口で「特別支援保育の相談をしたい旨」をお伝えいただき、事前相談の日時を予約してください。
- ・予約した事前相談日にはお子さんと一緒に保育幼稚園課へお越しください。専門職（保育士等）による簡単な聞き取りを行います。
- ・特別支援保育申請に必要な書類をご案内いたします。
- ・特別支援保育申請時間の予約をしていただきます。記入した必要書類をお持ちになり、特別支援保育申請日にお越しください。



- ・戸田市立笹目川保育園で行われる観察保育（半日程度）にお子さんと一緒に参加していただきます。
- ・保護者の方からの聞き取りや観察保育の結果をもとに、お子さんへの支援の必要性を特別支援保育審査会議にて検討し、特別支援保育対象の可否を決定の上、郵送でお知らせします。なお、可否の決定が難しい場合、再度観察保育をお願いすることもあります。
- ・観察保育や特別支援保育審査会議には、学識経験者や専門職（保健師・看護師・公立保育園長・保育士等）が参加します。



- ・「戸田市 令和9年度保育施設等入所のてびき」をご参照の上、入所のお申込みをしてください。
- ・市では、保育所等の定員の一部を特別支援保育（医療的ケア児を含む）の特別優先枠として設定しているため、先行して利用調整を行います。
- ・利用調整の結果（入所内定・保留）を保護者へ通知を送付します。

入所面接



利用開始

(令和9年4月1日)

- ・内定した保育所等で入所面接を受けていただきます。
延長保育については、利用できない場合があります。
- ・入所説明会に参加していただきます。
- ・保育施設等利用決定通知書を送付します。
利用開始後は、お子さんが慣れるまでの一定期間、保育時間の短い「慣らし保育」の期間を設けています。

◆特別支援保育に関するQ&A◆

○特別支援保育の申請をしても入所できないことはありますか。

保育所等の定員の一部を特別支援保育（医療的ケア児を含む）の特別優先枠として設定しているため、特別支援保育の対象になった場合は先行して利用調整を行います。しかし、各保育所等の特別支援保育の定員に空きがない場合は入所できないこともあります。また、集団保育が困難なお子さんや日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要なおさんは入所できない場合もあります。その際は、療育施設等他の施設を紹介する場合もあります。

○特別支援保育の対象になると先生が1名ついてくれるのですか。

加配保育士は常時対象児童につくのではなく、クラスの児童全員を担当保育士と一緒に保育する形になります。同じクラスに複数の対象児童を受け入れる場合や、異年齢で受け入れる場合もあり、対象児童の状況により配置される保育士の人数や支援体制が変わってきます。

○幼稚園でも特別支援保育の対象として入園できますか。

幼稚園でも障がいや発達に遅れのあるお子さんを受け入れている園がありますので、直接お問い合わせください。

○特別支援保育の対象になった場合、卒園するまで特別支援保育の対象でいられますか。

特別支援保育の対象としては1年ごとの見直しになりますので、支援の必要性がなくなつたと判断された場合は、特別支援保育の実施を終了し、通常保育の対象となります。

○入所後、市外に転出した場合は、引き続き特別支援保育を受けられますか。

特別支援保育は戸田市民が対象となります。特別支援保育の対象となり、年度途中で市外への転出予定がある場合等は、保育幼稚園課及び転居先の自治体へご相談ください。

○特別支援保育の対象になった場合、訓練や発達検査等はしてもらえますか。

学識経験者による巡回や訪問支援等を利用し、発達に応じた支援に対する助言を得て保育を行っていますが、訓練や検査等はありません。療育を希望される場合は、保育園と併せて療育施設等をご利用ください。

○特別支援保育の対象となった場合、休日保育の利用はできますか。

休日保育は通常の保育とは異なり、個別に活動面等での配慮や対応が必要な場合、加配保育士を配置することができないため、ご利用はできません。

○特別支援保育の対象となった場合、延長保育は受けられますか。

お子さんの状況により利用できない場合があります。

○年度の途中で市内保育所に転園することはできますか。

特別支援保育は、年度毎の申請及び決定となり、保育園の受け入れ人数や加配職員の配置等、安全な保育環境を整備した上で実施しております。そのため、年度途中で転園することはできません。なお、新年度への切り替えのタイミングで転園を希望される場合は、入所継続書類提出期限（例年１２月初旬）までに保育幼稚園課にご相談ください。



【お問い合わせ】

戸田市役所 保育幼稚園課 指導・監査担当

TEL 048-291-9442（直通）

FAX 048-432-8510